

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

東近江市立五個荘小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

こうしたいじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが、

「いじめは絶対に許されない」

「いじめは卑怯な行為である」

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」

との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

本校では、「いじめ対策委員会」を常設し、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「学校いじめ防止基本方針」を策定し、市教育委員会と適切に連携のもと、当該基本方針に基づき、いじめの問題に組織的に取り組みます。

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立つことが必要です。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童等の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。ただし、このことは、いじめられた児童等の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する事が必要となります。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ防止等のための対策は、児童を一人の人格として尊重し、その声に耳を傾け、児童の気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが重要です。また、このことを通して、児童自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要です。

このため、本校では、こうした「子ども目線」に立って、子どもの最善の利益の実現を目指し「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条に規定する「基本理念」にのっとり、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。このことを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、全ての児童を、心の通う対人関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、家庭や地域、その他の関係者と一体となって継続的な取組を地道に進めます。

また、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されないこと」の理解を促すとともに、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

加えて、児童の自発的・自治的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなど、全ての児童にとって居心地のいい学級・学校づくりを推進します。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人からは見えにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であることから、全ての大人が連携し、児童の細かな変化に気づく力を高めることが必要です。

このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠そうとすることなく、また、いじめを軽視せず積極的に認知します。この際、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、児童にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童に声をかけをするなど、児童との信頼関係を築くとともに、定期的な調査（取組）や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を学校が中心となって構築します。

(3) いじめへの対処

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。

このため、本校では、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ「いじめ対策委員会」において直ちに対処します。

この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、専門家と連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解決している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ① いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。
- ② いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

いじめが解消している状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童および加害児童を日常的に注意深く見守る必要があります。

(4) 関係機関および地域や家庭との連携

加えて、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、福祉、医療、警察、司法等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素から全ての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

また、社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すためには、地域や家庭との連携が必要なことから、いじめの問題について、PTAや地域の関係団体等と協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなどの対策を推進します。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、全ての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) PDCAサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職・主幹教諭（教務主任）・生徒指導主任・学年主任・養

護教諭・当該学年関係教諭等を基本とした実効性のある組織を設置します。

また、教育相談担当主任・人権教育担当主任・児童会担当主任・特別支援教育コーディネーター等を個々の事案や対応に応じて、加えることとあわせ、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官・教員経験者など外部専門家との連携をします。

(3) 校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、人権教育部会、特別活動部会、特別支援教育委員会等と役割分担し、連携して取り組みます。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止のための取組

(1) いじめについての共通理解

- ・ いじめの原因・背景、いじめを把握した場合の対処のあり方や具体的な指導上の留意などについて、校内研修や職員会議で周知徹底し、共通理解を図ります。
- ・ 校内研修の実施にあたっては、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を推進します。
- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心とし、障害に対する教員の理解不足が児童の偏見につながり、いじめを生み出す契機となるようなことがないよう特別な支援を必要とする児童の理解を図る研修を推進します。
- ・ 平素から、教職員が相互に積極的に児童についての情報を共有します。
- ・ 学級活動や全校朝会等を通じて、教員がいじめの問題について触れ、学校全体に「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成します。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育および体験活動の充実を図り、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むとともに、人権を尊重する実践的態度を養います。
- ・ 児童が自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や円滑に他者とのコミュニケーションを図るための能力の育成に努めます。

(3) いじめが行われないための指導上の留意点

- ・ 児童一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりに努めます。
- ・ 人間関係を把握して、児童一人ひとりが活躍できる集団づくりに努めます。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払います。

(4) 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

- ・ 家庭や地域の人々などにも協力を求め、教育活動全体を通じて、全ての児童が活躍でき、自己有用感を高められる機会の設定に努めます。
- ・ 自己肯定感を高めるため困難な状況を乗り越えるような体験の機会の設定に努めます。

(5) 児童自らがいじめについて学び取り組む環境づくり

- ・ 児童がいじめの問題を自分のこととして捉えて考え、議論することにより、いじめに正面から向かい合うことができるよう道徳教育を行います。

- ・児童会等の活動により、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を呼びかけるような取組を推進します。
- ・教員は、全ての児童が、主体的な活動の意義を理解し、自主的・積極的に活動に参加するよう指導・支援します。

(6) 家庭や地域との連携

- ・いじめの防止等の取組の年間計画の作成や実施にあたり、児童や保護者の代表、地域住民などの声が反映できるよう努めます。
- ・家庭や地域に対して、いじめ問題に取り組むことの重要性について啓発するとともに、学校だよりや家庭訪問や地域懇談会などを通じて家庭や地域との密な連携、協力を図ります。
- ・学校運営協議会の場をはじめ、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けることに努めます。

2 いじめの早期発見のための取組

- ・日常的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を深め、安心して相談できる体制づくりに努めます。
- ・休み時間など、学校生活の様々な場面を通じて児童の様子を把握するよう努めます。
- ・定期的に、また、必要に応じて、個人面談などの教育相談を実施します。
- ・日頃から教職員間の情報共有に努めます。
- ・定期的なアンケート調査を実施します。
- ・家庭訪問や個別懇談会等を活用して、保護者との緊密な連携に努めます。
- ・保健室や相談室の利用、教育相談日について周知します。

3 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を制止します。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、いじめを受けたとする児童の立場に立って、真摯に傾聴します。この際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- ・発見、通報を受けた教職員は、直ちに「いじめ対策委員会」に報告します。
- ・報告を受けた「いじめ対策委員会」は、その情報を共有、記録し、直ちに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実の有無を確認します。
- ・事実確認の結果は、校長が速やかに市教育委員会に報告し、緊密な連携を図ります。
- ・教職員全員の共通理解の下、関係の保護者の協力を得て対応します。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、市教育委員会・所轄警察署と相談して対処します。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童生徒またはその保護者への支援

- ・ いじめを受けた児童の立場に立って受容的に事実関係を聴取します。
- ・ 家庭訪問等により、発覚した当日のうちにいじめを受けた児童の保護者に事実関係を伝えます。
- ・ 複数の教職員で当該児童を見守ります。
- ・ 教職員、家族、親しい友人等、いじめを受けた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ・ 必要に応じて、いじめを行った児童を別室指導とする等、いじめを受けた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員、スクーリングケアサポーター、警察官、教員経験者など専門家に協力を依頼します。
- ・ いじめが止んでいる状態が3か月継続していることを確認します。
- ・ いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童および保護者に対し、面談等で確認します。
- ・ いじめが解決したと思われる場合においても継続した見守り等の支援を行います。
- ・ 聴き取り等によって判明した事実は、適切にいじめを受けた児童の保護者に提供します。

(3) いじめを行った児童への指導またはその保護者への助言

- ・ いじめを行った児童から、複数の教職員で事実関係を聴取します。
- ・ いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心、安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・ いじめを行った児童の保護者への連絡を迅速に行い、協力して対応にあたります。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員、スクーリングケアサポーター、警察官、教員経験者など専門家に協力を依頼します。
- ・ 児童のプライバシーに十分留意して対応します。
- ・ 孤立感や疎外感を与えないよう、教育的配慮のもと、個々の状況に応じた指導計画による指導を行います。
- ・ 警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。
- ・ 教育上必要と認めるときは、児童に対して、学校教育法第11条の規定に基づく懲戒を加えたり、特別指導を行ったりする等、適切な指導を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、十分に聴き取りをしたうえで、自分の問題として捉えさせます。
- ・ いじめをやめさせることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・ はやしたてるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させます。
- ・ 学級全体で話し合いの場面を設定するなどして、いじめは絶対に許されない行為であることを徹底し、防止に努めようとする態度を育てます。
- ・ 全ての児童が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう集団づくりを進めます。
- ・ 必要に応じ、学級、学年、学校単位での保護者会を開催し、いじめの事実と学校の方針や対応について説明し、理解と協力を求めます。

- ・学級の進んだ取組を学年や学校全体に広げ、再発防止に努めます。

(5) いじめ防止に係る取組のPDCAサイクル

- ・実情に即した適切な対応であったか点検を行い、取組の改善を図ります。

4 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめの防止、早期発見のための取組等

- ・教員に対し、インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険性および効果的な対処に関する研修を実施し、対応力を高めます。
- ・児童や保護者に対し、インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組を周知します。
- ・児童に対し、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進します。
- ・保護者に対して、インターネット上のいじめについての情報提供をする等により理解を促し、家庭での指導内容等も踏まえながら校内外での効果的な指導に努めます。

(2) インターネット上のいじめへの対処

- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報して連携し、必要に応じて法務局に協力を要請します。

5 その他

(1) 校務の効率化

一部の教職員に過重な負担がかからないよう校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなどして、校務の効率化を図ります。

(2) 学校評価

いじめの実態把握や適切な対応が促されるよう、学校評価を行い、その結果を公表するとともに、改善に努めます。

(3) 教職員の人事評価

日頃からの児童理解の状況、いじめの防止等に関する個々の取組や組織的な取組等が評価されるようにします。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針、年間計画の見直し

策定した学校基本方針や年間計画は、PDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

2 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針は、学校のホームページなどで公開します。